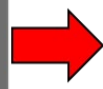


「マイナ救急実証事業」が 令和7年10月1日より始まります。

マイナ救急とは・・・

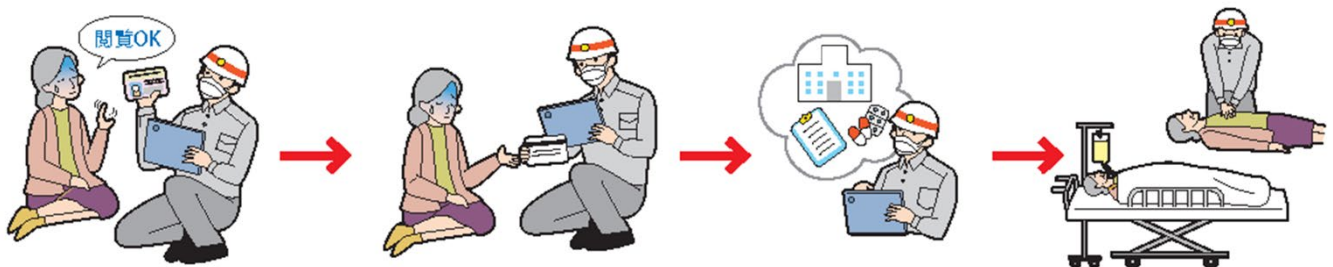
救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



- ①傷病者が情報閲覧に同意する
- ②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要
- ③隊員が医療情報を閲覧する
- ④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

嶺北消防組合の
全救急隊が実施します。



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



嶺北消防組合消防本部

お問い合わせ
嶺北消防本部消防課
TEL:0776-51-8436 (直通)